改正後

目次

［第一章　略］

第二章　無線局

［第一節～第六節　略］

第七節　業務書類等（第三十八条―第四十三条の五）

［第三章　略］

第四章　雑則

［第一節～第三節　略］

第四節　提出書類（第五十二条―第五十二条の四）

附則

（事業計画の公表等）

第六条の三の四　総務大臣は、法第六条第二項の申請書（免許規則第二十条の二の規定による届出書並びに第二十条の三及び第二十条の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第四号の事業計画（第四十三条の二第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

［2　略］

（簡易無線局に係る無線設備の変更等）

第九条の三　総務大臣又は総合通信局長は、設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

［削る］

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　［略］

［2・3　略］

4　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる無線局の周波数は、当該無線局に指定されている周波数が五〇〇MHz以下のものについては、五〇MHz未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五〇MHz以上一〇〇MHz未満の端数があるときはこれを一〇〇MHzに切り上げて公表する。ただし、当該無線局に指定されている周波数が五〇MHz未満のものについては、当該無線局の周波数として、一〇〇MHzと公表する。

［一・二　略］

改正前

目次

［第一章　同上］

第二章　［同上］

［第一節～第六節　同上］

第七節　業務書類等（第三十八条―第四十三条の六）

［第三章　同上］

第四章　［同上］

［第一節～第三節　同上］

第四節　提出書類（第五十二条―第五十二条の三）

附則

（事業計画の公表等）

第六条の三の四　総務大臣は、法第六条第二項の申請書（免許規則第二十条の二の規定による届出書並びに第二十条の三及び第二十条の三の二の規定による申請書を含む。）及び同項第三号の事業計画（第四十三条の三第一項の規定に基づき届け出る書類を含む。）に記載された事項のうち、特に公表することが適当であるものを告示する。

［2　同上］

（パーソナル無線に係る無線設備の変更等）

第九条の三　総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

一　九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）

二　設備規則第五十四条第二号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一・二　同上］